

令和7年6月3日

供給約款等以外の供給条件の認可について

関東経済産業局長から、株式会社ミツウロコヴェッセル（法人番号9070001014348）、株式会社エネクル（法人番号9030001147300）、株式会社シバヤマ（法人番号7070001012436）、株式会社スナガ（法人番号5070001016182）、株式会社 モテキ（法人番号6070001008591）、伊勢崎液化株式会社（法人番号5070001013064）、渋川ガス事業協同組合（法人番号8070005005435）、大泉ガス事業協同組合（法人番号1070005005912）、日東エネルギー株式会社（法人番号3011801011009）、邑楽館林ガス事業協同組合（法人番号1070005006555）による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

公 印 省 略
20250527 関 東 第 30 号
令 和 7 年 6 月 3 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

供給約款等以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年5月27日付け20250522 関東第84号により貴職から当委員会に意見を求められた供給約款等以外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。